

比較・分析による歯科関連職種における国家試験の在り方の研究 — 歯科技工士資格試験の場合 —

大阪歯科大学
末瀬一彦

わが国における歯科技工士資格試験は国家試験として行われているが、歯科関連職種である歯科医師や歯科衛生士のようないかなる全国統一された試験としては実施されていない。

歯科技工士国家試験については歯科技工士法第3章第11条及び第12条において「歯科技工士資格試験は歯科技工士として必要な知識技能について行うこととし、資格試験は厚生労働大臣が毎年少なくとも1回行い、試験に関する事務処理は政令の定めるところにより、都道府県知事がこれを行うことができる」と明記されている。

平成13(2001)年9月に公表された「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会意見書」(厚生労働省)において、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が毎年少なくとも1回これを行うとの暫間措置により長年実施されてきたが、昭和57(1982)年に歯科技工士の免許権者が都道府県知事から厚生大臣に変更されており、本来、厚生労働大臣免許に相応しい統一試験の実現がされるべきであり、国の国家試験の業務等の動向を踏まえ歯科技工士試験の在り方について、今後検討していくべきである」としている。さらに、厚生労働大臣免許に相応しい統一試験の早期実現を図るべきとし、とりわけ実地試験の実施にあたっては客観的評価法が担保された試験を行うことの必要性について述べ、適切な評価を行うための指標開発と具体的な実施方法や客観的な採点基準、出題内容などについて調査研究を行い、実施手段を確立する必要性を説いている。

今回、歯科技工士は歯科医師、歯科衛生士とともに歯科関連職種の一員であることから、国家試験のあり方について海外の国家試験の状況を把握し、国内における状況を勘案した上で専門職として具有すべき知識、技能をより適正に評価することによって、国民に対してより良質な歯科医療提供することを目的としてアンケート調査を実施した。

歯科医療における歯科技工士の役割を理解し、歯科医療技術者として歯科技工士養成のための教育プログラムを作成し、実践している国は少ない。日本のように国の行政管理下にあるところはほとんどなく、

地域単位や州などによって管理されているか、あるいは私設のトレーニングセンターなど国がほとんどであり、回答国は16ヶ国にとどまった。また、回答者の認識の違いによって同国であっても回答内容が異なる場所もあった。

一国における歯科技工士学校(養成機関)の数は、10校以内が10ヶ国あり、ドイツ、エジプトが10校、韓国は20校、台湾は4校であった。最も多いのは中国で67校であった。日本は平成13(2001)年には72校あった歯科技工士養成機関も志願者の激減とともに、平成23(2011)年では53校であり、世界で2番目に多い数である。就業歯科技工士総数は日本の35,000名が最も多く(免許保持者は80,000名ともいわれる)、韓国で27,000名、台湾で7,000-8,000名、アメリカで200名の回答結果であるが、国が歯科技工士免許を管理しているところがほとんどないため正確な数は定かではない。年間の卒業生数は、韓国で1,500名、台湾で300~400名、日本では10年前の2,800名から激減し、平成22(2010)年1,300名である。

歯科技工士養成機関は、2年制専門学校あるいは3年制専門学校がほとんどで、そのほか4年制あるいは5年制専門学校があり、4年制大学は少ない。日本では4年制大学2校、2年制短期大学2校、3年制専門学校2校で、他の47校は2年制専門学校である。しかし、韓国では4年制大学が6校(20校中)、台湾では2校(4校中)存在する。

歯科技工士の資格が国家資格である国は11ヶ国あるが、州単位の資格試験や養成機関の卒業試験を国家資格と理解している回答者も、実際国が実施している国家試験は、韓国、台湾である。日本においても資格試験は国家試験であり厚生労働大臣が免許下附者であるが、資格試験は各都道府県知事に委託されている。国家試験が実施されている国では、筆記試験(学説試験)と実技試験が行われ、学説試験は日本と同様に歯の解剖学、歯科材料学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学などであるが、カナダなどの州の試験において、外国人に対してのみ英語、関係法規や倫理学などを実施している国もある。実技試験の内容は日本の

試験課題とはほぼ同様で、全部床義歯の人工歯排列、歯肉形成、歯形彫刻、クラウンのワックスアップ、ワイヤークラスプの屈曲などが実施されているが、ポーセレンクラウンの製作や金属床義歯の製作などを課している国もあり、試験期間も通常2日間であるが、1週間ほどの期間実施する国もある。

歯科技工を行う場合に歯科技工士資格あるいは卒業認定を必要せず歯科助手として就業し、特に歯科技工所を開設する場合、歯科技工士資格が必要としている国もある。

歯科技工士免許の更新を行っている国は少ないが、多くの国では生涯研修の義務づけや更新料の支払いで歯科技工士資格を継続させている。

日本における歯科技工士国家試験は、現在実施されている医療系国家資格試験の中で極めて数少ない都道府県知事委託試験である。現在実施されている歯科技工士国家試験では、学説試験（歯の解剖学、歯科理工学、顎口腔機能学、関係法規、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学）と実地（実技）試験（歯型彫刻、全部床義歯人工歯配列・歯肉形成、任意問題）が行われ、合計評価によって合否が確定される。

しかし、出題方式（内容、出題数、形式、実施時間など）が都道府県によって大きく異なること、試験会場の条件が異なること、試験委員の選出構成が不明確なこと、試験実施日が1ヶ月以上異なることなどが問題点としてあげられる。そこで、歯科技工士国家試験を全国統一化することによって、国家資格として歯科技工士という職種のスタンダード化が可能となり、一定以上の知識・技術レベルが確保できる（国民に対する安心・安全な歯科医療が提供できる）。さらに歯科技工士の認知度が高まり、近年激減している志願者の増加も期待できる。

歯科技工士国家試験が全国統一化された場合、試験の実施方法や会場確保、評価方法などの問題から歯科医師国家試験や歯科衛生士国家試験のように実地（実技）試験が廃止され、学説試験のみで行われることも予想される。歯科技工士国家試験において実地試験が廃止される理由として、

1) 国家資格を有する歯科技工士が製作する歯科技工物は、直接患者に供給されるものではなく、専門歯科医療職種である歯科医師の判断によって口腔内に装着可能となるため、必ずしも国家試験において技術力を問う必要がない

2) 全国統一化された場合、会場確保、設備の供給においてコストがかかる

3) 基本的に教育機関においては技術偏重の教育が実施されているため、実地試験が行われなくても、就業に差し支える技術力の低下は生じないと考える

4) 現在実施されている実地試験の評価方法は客観性に極めて乏しい

5) これまでに実地試験で不合格になった受験生はほとんどいない

一方では、歯科技工士の資格試験においてはその職責を鑑みた場合、なお実地試験の必要性あるいは養成機関修了時における実技能力の担保を望む声も少なくない。またこれまでの厚生労働科学研究の結果から、学説試験と実地試験の成績は必ずしも相関をしていない。そこで次のような代替手段によって実地試験を行うことも考えられる。

1) 第三者機関を設置し、卒業前に各養成機関において技術力の判定を行う

2) 全国歯科技工士教育協議会において、技術力評価者を養成し、各学校に相互派遣し実地試験の判定を行う

3) 技術能力の客観的評価においては、これまでの厚生労働科学研究 医療技術評価総合研究事業の結果から、熟練の積んだ評価者による概略的評価と計測機器を用いた形態評価の併用によって合否判定を行うことが望ましい。

さらに、歯科技工士養成機関の卒直後の技術力を高めるためには、臨床実習の導入は不可欠である。現在は、無資格者問題や生産性のある歯科技工物の製作から臨床実習は基本的に禁止され、臨床使用後の模型を使用した臨床的模型実習にとどまっているが、違法性の阻却に基づき、適切に整備された臨床実習内容や施設のもと臨場感ある臨床実習は教育的効果がかなり高いと考えられる。

これまで、日本の歯科技工士制度や教育内容は世界に冠たるものであることを自負し、リーダー的役割を演じてきたが、今回の海外の国家試験や教育内容の実態を鑑みた場合、韓国や台湾ではすでに全国統一化された国家試験が実施され、その評価基準もかなり厳しいものである。州単位の資格試験が行われている国においては、技術能力を重点的に評価し、免許取得後の更新規定として生涯研修の参加などを義務つけていることから、日本においては歯科技工士国家試験の在り方や教育内容について早急に改善し、知識、技術力の向上を図らなければならない。

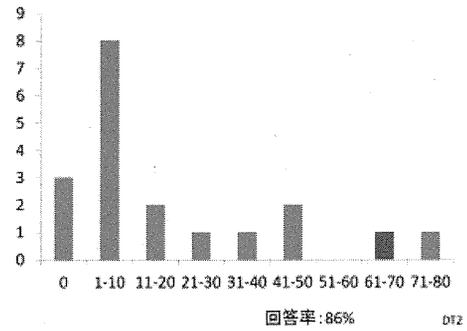
INVESTIGATION OF THE NATIONAL BOARD EXAMINATION SYSTEMS FOR THE DENTAL TECHNICIAN IN THE WORLD

Osaka Dental University School of Dental Technicians

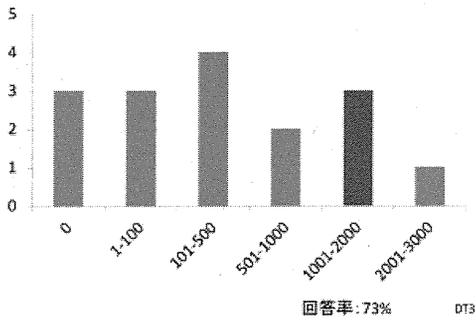
SUESE Kazuhiko

2012.1.27

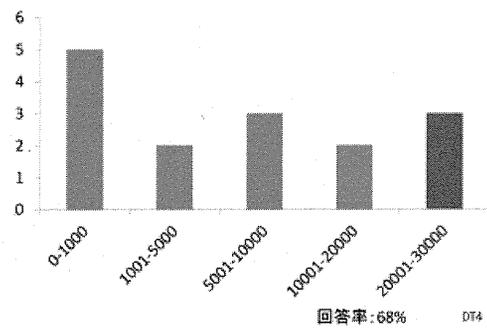
Total number of dental technician schools



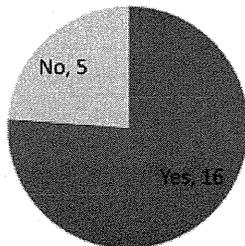
Total number of students graduating from dental technician schools each year



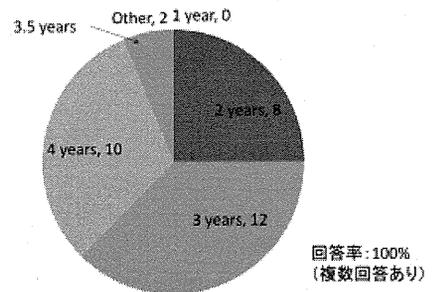
Total number of dental technicians



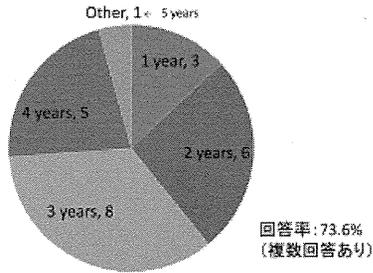
Are there accredited schools for dental technicians in your country?



How long is the course for dental technicians?

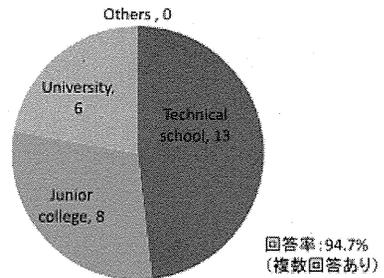


Distribution of dental technician schools in number by course years.



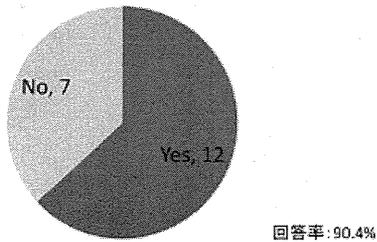
DT7

How are dental technician schools classified?



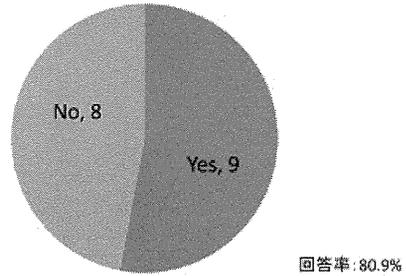
DT8

Are there any legal regulations stipulating how students learn at dental technician school?



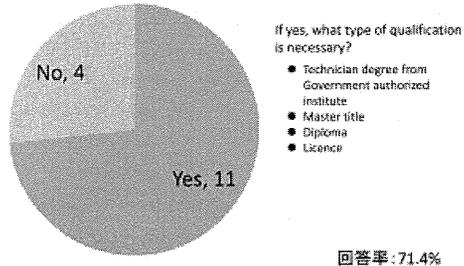
DT9

Do dental technician schools have clinical courses?



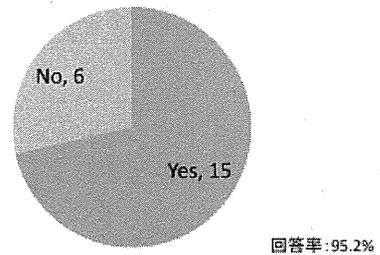
DT10

Do dental technicians need to be qualified to have a dental laboratory?



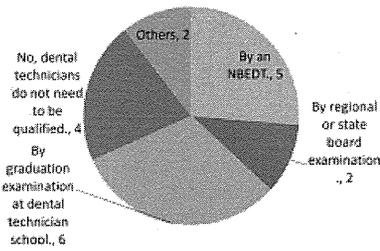
DT11

Are dental technicians' qualifications certified by the government?



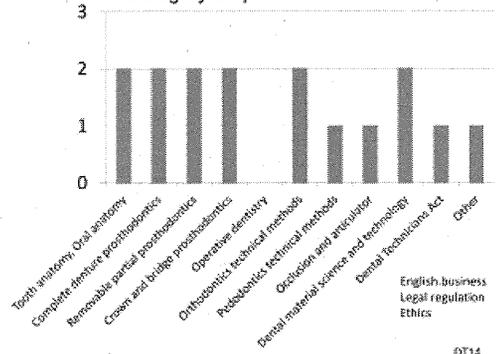
DT12

How are dental technician qualifications certified?



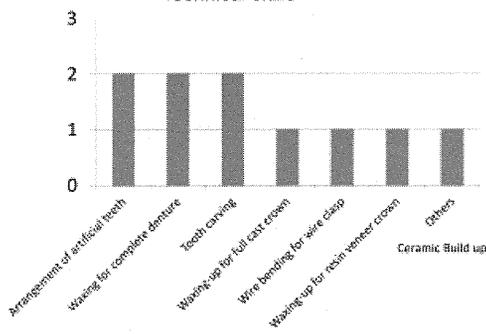
回答率: 90.5% DT13

Category of questions



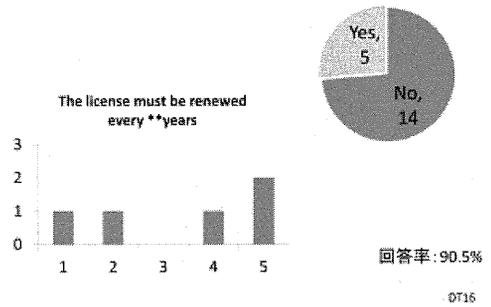
DT14

Technical skills



DT15

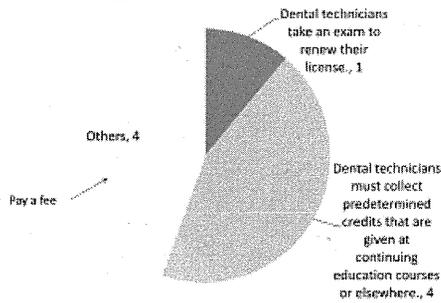
Are dental technicians required to renew their license in your country?



回答率: 90.5%

DT16

If renewal of the license is necessary, how do dental technicians renew it?



回答率: 100% DT17



School of Dental Technicians in Canada

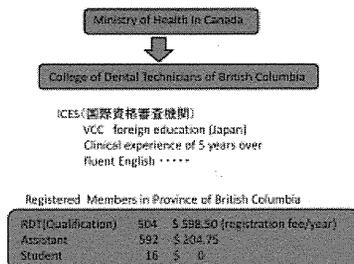
Calgary Dental Technology College	4 years	Alberta(2012 closed)
Northern Alberta Institute of Technology	2 years(20)	Alberta
Vancouver Community College	2 years(16)	British Columbia
George Brown College	3 years(30)	Ontario
College Edouard-Montpetit	3 years(15)	Quebec

Curriculum Contents (Vancouver community College)

Subjects	Tooth Anatomy Complete Denture Partial Denture Safety Hygiene	Prosthodontics Anatomical Physiology Basic Oral Physiology	Business Management Expert Education Orthodontics
Practice	Complete Denture Partial Denture (Metal frame, Attachment, Repair, Relining) Crown & Bridge (Metal Crown, Porcelain, Attachment) Orthodontics		

Tuition fee BC citizen \$ 12,468
 Foreigner \$ 32,199

Dental Technician's License



Qualification (License Examination)

Subjects (2 times / year) *****3 hours
1. Laws and Regulations for dental Technicians
2. Complete denture, Partial denture, Crown & Bridge Ceramics, Chemistry, Dental materials Dental anatomy, Safety and Prevention of infection
Practice (1time / year Successful applicant of subjects)*****4.5days
1. Complete Denture
2. Partial Denture (Metal frame design and waxing)
3. Crown & Bridge (3 units)
4. Ceramics (MB)
5. Orthodontics appliance
Examination fee \$ 1,200 (\$ 850 Practice examination)
If there is qualification of each province, only the examination of Laws and Regulations for dental technicians

Annual Salary (\$) of Dental Staff in Province of British Columbia

Dentist	105,400
Dental Hygienist	48,670
Dental Technician	43,305
Denturist	58,751
Medical Doctor	107,310
Nurse	48,960
Average in BC	38,523

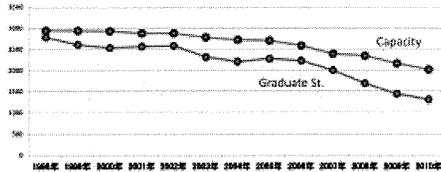
Comparison of Dental Technician's Education

	Japan	Korea	Taiwan
Total number of technicians	35,300	25,000	8,000
Number of schools	53	20	4
Graduated students each year	1,300	1,900	300
Years of course	4years(2), 3years(2) 2years(49; Junior C. 2)	3years(18) 4years(2)	4years(2) 5years(2)
Legal regulation curriculum	2,200 hours/2years	None	150-160 units
Qualification certified	NBEDT (each prefectures)	NBEDT	NBEDT(2009~)
Way of NBEDT (Contents classify)	Written exam (50%) Technical skills(50%)	Written exam (50%) Technical skills	Written exam (66%) Technical skills(34%)
Passing rate	98.75%(2009)	88%(2009)	42.67%(2009)

	Japan	Korea	Taiwan
Applicant taking limits	No limitation	No limitation	5 times
License renewal	Valid for life	Valid for life (continuing education courses)	Valid for life
Cost	36,000 yen (450US\$)	100 US\$	66 US\$
How many hours does the NBEDT take?	12hours(2days)	13hours (2days)	
Examiners	Government officers, Dentist & Dental technicians	Government officers & Dental technicians	Dentists & Dental technicians

School of Dental Technicians in Japan

University (Course of Oral Engineering)	4 years	2 schools
Junior College	2 years	2 schools
Vocational School	3 years 2 years	2 schools 48 schools



National Examination of qualification for dental technicians

Number of Prefectures	38
Subject test	2/3 —3/9
Practice test	2/4 —3/10
Acceptance	3/8 —3/30
Candidate	1317
Successful applicant	1298
Success ratio	98.6%
Examination fee	¥36,000
Examiner	5—15 persons

Qualification (License Examination)

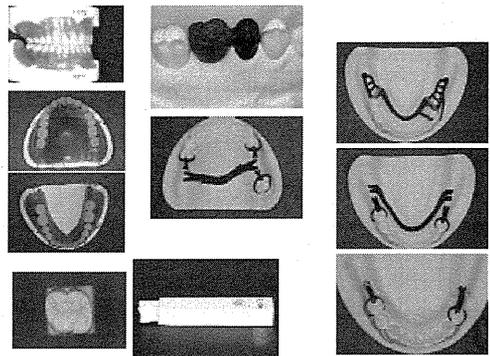
Subjects (1 times / year) ...1 day

- Complete denture, Partial denture, Crown & Bridge
- Tooth anatomy, Dental materials, Stomatognathic function science
- Dental technology of Pediatric Dentistry
- Dental Technology of Orthodontics
- Laws and Regulations for dental Technicians

MCCQ and others (distinct from prefectures)

Practice (1time / year)...1 day

- Prerequisite problems
- Complete Denture (Arrangement of artificial teeth and waxing gum)
- Tooth carving (wax or dental stone)
- Selection problems(by examiner)
- Partial Denture (Clasp and bar waxing, wire bending)
- Crowns & Bridge (waxing of full cast crown, veneer crown, pontic etc)



Science Research of Ministry of Health, Labour and Welfare on Dental technician's National examination

- 1) Study of technical evaluation on the national examination for dental technicians. SUESE Kazuhiko, MISHIDA Kazuichi, SATOH Akiyoshi, TAGAMI Junji and TORITAMA Yoshiro. 2003
歯科技工士業務試験における技術評価に関する研究
- 2) Study on a method for objective assessment by simulation system on the practical examination of dental technicians. SUESE Kazuhiko, TAGAMI Junji, SUGIGAMI Keizou, OZAKI Yoshio and FUKUMA Masahiro. 2004
シミュレーションシステムを用いた、歯科技工士業務試験の客観的評価方法に関する研究
- 3) Practical study towards national examination of dental technicians. SUESE Kazuhiko, TAGAMI Junji, OZAKI Yoshio, FUKUMA Masahiro and SUGIGAMI Keizou. 2005
歯科技工士業務試験の全国統一化に向けた実務的研究
- 4) Study on the state of the practical skill education for a dental technician's improvement in nature. SUESE Kazuhiko, NIKAWA Hiroki, OZAKI Yoshio, FUKUMA Masahiro and SUGIGAMI Keizou and SUGITA Masahiro. 2006
歯科技工士の業務向上のための実践教育の在り方に関する研究
- 5) Study on the pre-clinical skill evaluation test in dental technician's education. SUESE Kazuhiko, NIKAWA Hiroki, OZAKI Yoshio, FUKUMA Masahiro and SUGIGAMI Keizou and SUGITA Masahiro, OHTA Kenji and SAIKI Koutarou. 2007
歯科技工士教育における事前臨床技能評価試験に関する研究

Original National Board License in Japan

National Unified Examination

- Same day
- Same problem of examination
- Same organization
- Same assessment
- Same examination fee

Standard · Criterion · Basis · Normal of dental technician's education

ワークショップ総合討議 要旨

本ワークショップでは演者ならびにワークショップ参加者による総合討議が行われた。各演題終了後に、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の国家試験問題について個別に討議がなされた。

以下に要旨をまとめた。

(1) 歯科医師国家試験について

近年の国家試験は選抜試験の様相を呈している。しかしながら、諸外国の国家試験を検討すると相対基準により合否判定を行っている国は見受けられないのが実情である。歯科医師数の過剰が叫ばれる中、歯学部学生数の抑制が十分なされていない。そのため、国家試験により歯科医師数の抑制が図られ、その結果、国家試験合格率の低下を招いている。国家試験の合否に大きく影響を与える方法の一つとして禁忌肢問題が用いられているが、このような問題を策定している国はほかには見られない。今後、禁忌肢問題による不合格者の大学における成績を検討してみるべきであろう。今回の調査では出題基準に関する質問、あるいは多肢選択形式の具体的なタイプに関する調査は行われなかった。これは調査が複雑になるためであるが、今後はこれらについて国家試験を行っている国を個別に調査していくべきであろう。さらに、大学として国家試験対策を行っていくことに問題を感じる。大学は国家試験の予備校ではない。歯科医師数と国家試験の関連について総合的な検討が必要であろう。

(2) 歯科衛生士国家試験について

歯科衛生士に関しては、諸外国において養成機関が国からの認可を受けているかどうかを調査することが困難であった。また、修行年限も最短7ヶ月から、最長5～6年と様々であった。本調査においては、歯科衛生士の業務内容までの調査は行われなかった。以前の調査において得られた、諸外国における歯科衛生士の業務内容についての報告がなされた。今後の検討課題であろう。

(3) 歯科技工士国家試験について

歯科技工士国家試験を行っている国は回答が得られたのは3ヶ国のみであった。そのうち台湾では歯科技工士全体のレベルを向上させるための施策が採られていると考えられた。韓国では日本と同様な技術評価を行っているが、評価者は歯科技工士であった。また、カナダでは4年制の技工士学校が閉鎖された。中国、韓国、台湾でも4年制の歯科技工士学校は学生が集まらないようである。世界的に見ても、学校数を増加させる方向にはないようである。診療行為に関しては行わないといつて良いであろう。カナダでは印象採得は行わないが、シェイドテイキングは行っている。また、収入は歯科医師から得ているとのことである。

提言

歯科医師国家試験の在り方への提言

東京医科歯科大学大学院
歯髄生物学分野
須田英明

1. 背景

近年の歯科医師国家試験の合格率は70%前後で推移している。諸外国の国家試験の合格率の多くが80%以上であり、わが国の歯科医師国家試験は資格試験ではなく、選抜試験の様相を呈している。さらに、国民が安全で良質な歯科医療を受けるためには歯科医師国家試験で一定以上の知識・技量を担保しなければならないが、現在は実技試験が行われておらず、技能に関する評価を適切に行うために諸外国の実情を精査する必要性が認められた。

2. 歯科医師国家試験について

国家試験を行っているほとんどの国で多肢選択方式の問題が採用されていた。しかし、禁忌肢問題についてはどの国においても採用されていなかった。問題により採点の比重を変えている国はあったことから、禁忌肢問題の配点比率を上昇させる方法も検討されるべきであろう。禁忌肢問題の不正解と大学における成績の関連性を追跡すべきであろう。

本調査における諸外国の国家試験合格率は80%以上である。わが国における合格率は近年70%前後で推移している。少子化が叫ばれるわが国の人口動態を勘案するに、歯科大学あるいは大学歯学部を卒業しても国家試験に合格できないということは、若者がその個人の時間を損失するにとどまらず、国家的な人的資源の

損失となる。さらに、長期連続不合格者への具体的配慮も必要である。

国家試験に基づく歯科医師資格は、各大学の卒業生の知識・臨床実技能力を標準化し、歯科医師となるための最低要件を満たしていることを保証しているに過ぎない。歯科医療の高度化が進む中、歯科医師資格取得後の研修が益々重要となっている。

今回の調査によると、免許更新制が8ヶ国で行われていた。国家試験はその後の臨床研修、卒後研修、専門医制度との関連性をも考慮すべきである。

3. 提言

歯科医師国家試験は、歯科大学あるいは大学歯学部卒業時に、患者に治療を行うにあたり必要とされる最低限の知識・技能を修得しているかを問うものである。

わずか2日間の多肢選択式試験でそれらを十分確認することは困難と言わざるをえない。さらに、臨床試験を行っているのは国家試験を行っているとの回答が得られた13ヶ国のうち、3ヶ国にすぎなかった。従って、国家試験を補完するものとして、卒前のOSCE、CBT、卒後の臨床研修、卒後研修、専門医制度等と国家試験とを有機的に連携させることにより、卒後に必要とされる歯科医師の知識・技量の標準化を図り、国民に安全で良質な歯科医療を提供するべきであろう。

歯科衛生士国家試験の在り方への提言

愛知学院大学歯学部
口腔衛生学講座
中垣晴男

1. 背景

わが国における歯科医療需要は、近年の国民の意識向上によるう蝕の軽症化と減少に伴い、急性う蝕などの急性疾患の処置から、歯周疾患や初期う蝕などの亜急性あるいは慢性疾患の処置へと移行している。このような変化に伴い、歯科衛生士が歯科診療の補助や歯科予防処置、歯科保健指導に加えて、口腔のケアや摂食嚥下リハビリテーション分野を含む歯科診療の補助での医療チームとしての役割がこれまで以上に求められるようになってきている。平成17(2005)年には修業年限も2年制から3年制への移行がなされ、より高度で確かな知識と技術の修得が目指されている。このような中、歯科医療需要の変化に伴い、今後どのように歯科衛生士教育における知識・技術能力を評価し、資格を認定してゆくのかについての検討が必要となってきた。

2. 歯科衛生士国家試験について

現在わが国においては、歯科衛生士国家試験として客観式多肢選択形式による試験が行われ、これにより知識および技術能力が担保されることにより、国民に安全で良質な歯科医療が提供されている。そのため、歯科衛生士養成校の教育では歯科衛生士の臨床技術の実習が行われていて、各学校卒業のためには実習成績も合格していることが要件となっている。歯科衛生士国家試験は、歯科医師国家試験と同様、客観式多肢選択形式による試験で実施されている。歯科衛生士国家試験受験資格は養成校の実習試験を合格し

て卒業した者、もしくはその見込みがある者に与えられるので、一定の臨床技術を修得していることになる。

一方、国外における歯科衛生士の資格認定について目を向けると、資格制度が確立していない国もあるものの、多くの国で国家資格として認められている。そして、その資格の大半は歯科衛生士養成学校を卒業することにより認定されている。国家試験が行われていることが確認できたのは韓国、アメリカ、モンゴルのみであり、試験の実施方法について回答のあった韓国とアメリカでは、多肢選択式の試験の他に臨床能力の評価が行われていた。わが国においては、臨床能力は歯科衛生士養成校における試験により認定され、知識および判断力については国家試験で認定が行われている。臨床能力の歯科衛生士養成校の試験による認定は世界で広く行われているものの、卒業後に臨床能力を修得していることを認定しているとはいえない。

3. 提言

歯科衛生士国家試験が多肢選択式筆記試験で行われ、専門職として具有すべき知識および判断能力の評価がなされている状況下では、①歯科衛生士資格の認定は、歯科衛生士養成学校で確かな臨床能力評価が行われること、②歯科衛生士国家試験による多肢選択式筆記試験においては実技的内容を問う問題が充実されること、が望まれる。

日本における歯科技工士国家試験および教育内容に対する提言

大阪歯科大学歯学部
歯科技工士専門学校長
末瀬一彦

1. 背景

海外における歯科技工士国家試験に関する情報を整理した結果、これまでは日本の歯科技工士教育や国家試験制度が世界をリードするものであると自負してきたが、近年、韓国や台湾では全国統一化された国家試験が実施されるようになり、それらは内容的にも日本の資格試験に匹敵するものである。日本における歯科技工士国家試験も行政が実施する国家試験であるが、その取り扱いについては各都道府県の地方自治体に委託されている。長年実施されてきたこのようなシステムにも多くの課題が露呈している。すでに歯科医師や歯科衛生士の国家試験は全国統一化されており、歯科技工士国家試験は医療関係職種では唯一全国統一化されていない資格試験となっている。歯科技工士国家試験も早急に全国統一化された試験実施が望まれる。

2. 歯科技工士国家試験について

歯科技工士国家試験が全国統一化された場合、本来の国家資格の体をなし、国家資格として歯科技工士という職種のスタンダード化が可能となり、さらには一定以上の知識・技術レベルが確保できる。その結果、国民に対する安全・安心な歯科医療（歯科技工物）が提供できるようになる。また、国民に対して歯科技工士の認知度が高まり、志願者増加も期待できる。

韓国や台湾においても、現在の日本の歯科技工士国家試験と同様、学説試験と実地試験（実技試験）が行われているが、日本における歯科医師や歯科衛生士の国家試験では、会場確保や評価方法の問題から実地試験がすでに廃止されている。

そこで、国家試験における実地試験に対する取り扱い方について論議がなされている。

歯科技工士国家試験において実地試験不要論としては

- ①他の医療関係職種において現在国家試験に実地試験を課している職種はほとんどない
- ②医師、歯科医師、看護師など直接患者に接し、かつ患者の生命に大きく関与する職種でさえ実地試験はない
- ③歯科技工士は歯科医師の指示に従って補綴装置や矯正装置を製作し、最終的にも歯科医師の裁量によって患者の口腔内に

装着される。したがって、仮に歯科技工士が製作した補綴装置に不備があっても歯科医師の適切な判断があれば患者に危害を及ぼすことはない

- ④現在の歯科技工士教育において指定規則2,200時間のうち1,500時間以上は実地教育にウェイトがおかれ、歯科技工士としての基礎的技術は十分に修得できていると考えられる。
- ⑤歯科技工士は卒業後「技術力」がなければ就業できないことから、単に「資格試験合格」のためだけに教育カリキュラムをこなしている養成機関はないと考える。などの考え方がある。しかし一方では、歯科技工士国家試験においては実地試験の必要性が求められている。すなわち、平成15年度から平成19年度まで実施してきた厚生労働科学研究報告によれば、個々の受験者においては学説試験（知識）と実地試験（技術）の成績は相関していないことから、客観的に判断して別々の評価が必要であり、歯科技工士は「技術力」が問われる特殊な職種であることも大きな理由となっている。

3. 提言

歯科技工士国家試験の全国統一化を考えれば、「学説試験」と「実地試験」を同時に同じ条件で試験することは理想的であるが、経費、会場、時間、庸人などを鑑みた場合、現状では不可能である。

そこで、学説試験のみ他の歯科医療関係職種と同様に全国統一化を図り、実地試験については他の方法によって技術評価、担保することが考えられる。その方法としては下記の内容が考えられる。

- 1) 現状の各都道府県知事に委託する
試験委員は知事が委嘱し、現行の各都道府県で実施する
 - 2) それぞれの歯科技工士学校において実施する
試験委員は行政が委嘱し、各養成機関（試験会場）を巡回する
*試験委員は採点評価にばらつきが生じないように十分なトレーニングを行う
 - 3) 全国歯科技工士教育協議会（全技協）が運営、実施、管理、評価を行う
- ①修業年限最終学年を対象として、その年の1月期にほぼ同日に実施する
（全国統一化される学説試験実施日までに再試験、再々試験の機会を与える）

- ② 実地試験の会場は全国 7ヶ所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）とし、大学の実習室を借用する（場合によっては歯科技工士養成機関を使用する）（試験が午後からの実施（3時間程度）であれば、日帰りも可能）
- ③ 評価者は、全技協が実施する「評価トレーニング研修」を受講した大学教員（講師以上）、歯科技工士学校専任教員（20年以上の経験者）とし、各試験会場に複数名出向く
- ④ 評価者は、試験監督ならびに作品評価を行う
- ⑤ 受験者の作品について評価者による概略的評価を行った後、不合格者（明らかな不合格者は除外）については計測機器でさらに客観的評価を行う
- ⑥ 技術力評価試験の受験にあたっては試験料を徴収する（運営・実施のための資金）
- ⑦ 試験課題については経済性、合理性を鑑み、全部鑄造冠蟻形成、部分欠損歯列における人工歯排列歯肉形成に集約し、あらかじめ試験用の石膏モデルを作製する（平成 17 年度厚生労働科学研究で使用確認済み）
- ⑧ 各養成機関においては技術評価試験の結果を卒業認定に組み込む

4) それぞれの歯科技工士学校において独自に卒業時に実施し、認定する

さらに一方では、実地試験を担保するためには教育内容の中に「臨床実習」を組み込むことも必要であり、他のほとんどの医療関係職種のエデュケーションに導入されているような卒前臨床実習が必要である。特に歯科技工士の場合、卒業後歯科技工所に勤務したとき、歯科技工物が歯科医療の中でどのような位置づけにあるかが極めて不明瞭で、医療技術者としての責任感が薄くなる可能性がある。臨床実習導入にあたっては、実習場所の設備、環境、指導者などを厳しく規定し、歯科医療の中での歯科技工物の位置づけを明確に理解できるような配慮が必要である。また、近年の教育内容の多様化に伴って海外の多くの国がすでに実施しているように、日本の歯科技工士教育においても修業年限を 3 年制以上あるいは 4 年制大学化とすることも検討しなければならない。

